

あなたご自身に関するアンケート

【 7 % / 100% 】

アンケートにご協力いただき誠にありがとうございます。

回答時間の目安： おおよそ 5分
(ご回答の内容により変動します)

お答えいただいた内容は統計的に処理し、回答者個人が特定されるような情報について公表することはありません。

はじめにお読みください。

■ アンケートの回答には、ブラウザのJavaScriptの設定を有効にする必要があります。

【推奨環境 (OS・ブラウザ)】

- Windows 7以降
 - ・ Internet Explorer 11以降
 - ・ Firefox 最新
 - ・ Google Chrome 最新
- Macintosh OS X以降
 - ・ Safari 最新

- Android 4.4以降
 - ・ Google Chrome 最新
- iOS(iPhone) 最新
 - ・ 標準ブラウザ (Safari)

※ 上記以外の (OS・ブラウザ) では、正常に動作しない場合がございます。あらかじめご了承ください。

下記のみどりのラインの中に「開始」ボタンが表示されない場合は、JavaScriptがOFFになっているか、推奨環境ブラウザではありません。お手数ですが、[参考ページ](#)をご覧ください、JavaScriptを設定後/ブラウザタイプ確認後に、ページの更新(**F5キー**)をお願い致します。

開始

あなたご自身に関するアンケート

【 14 % / 100% 】

★印の付いた質問は必須回答項目となっておりますので、必ずお答えください。

★F1.

あなたの性別をお選びください。 (1つ選択)

男性

女性

★F2.

あなたのご年齢をお知らせください。 (数値記入)

※半角数字でご記入ください。

歳

★F3.

お住まいの都道府県をお選びください。 (1つ選択)

▼▼▼選択して下さい▼▼▼

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 28 % / 100% 】

★Q1.

建設産業は、例えば、インフラや住宅、オフィスビル等の建築物の整備を通じて国民生活の向上や経済の持続的な成長を支えていくという役割を担っています。

あなたは、建設産業が担う役割として挙げられる以下の項目の中で重要と思うものはありますか。

少しでも重要と思うものについて、あてはまるものすべてお知らせください。 **(複数選択可)**

- 国民生活の向上
- 経済の持続的な成長
- 国民の安全・安心の確保
- 雇用の創出
- その他

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 35 % / 100% 】

★Q2.

建設産業をめぐる課題のうち、あなたが興味・関心があるものはありますか。

少しでも関心があるものについて、あてはまるものすべてお知らせください。（複数選択可）

- 生産年齢人口の減少が進む中での『担い手確保』
- 『働き方改革』（賃金水準の向上、長時間労働の是正、週休2日の確保、若年層や女性の入職促進など）
- 『生産性の向上』（ICTの活用、新技術・新工法の開発や導入など）
- 自然災害対応などにおいて「地域の守り手」となる『地域建設業の持続性の確保』
- 建設工事現場における死亡事故などの『労働災害の防止』
- その他

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 42 % / 100% 】

★Q3.

建設業においては、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体で、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400 人もの尊い命が亡くなっています。

(建設業の労働災害による死亡者数は全産業の約3分の1を占めています。また、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(年千人率)は、全産業の約2倍です。)

あなたは、建設業において、年間約400人もの方が亡くなっている実態を知っていますか。(1つ選択)

- 知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 知らない

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 50 % / 100% 】

★Q4.

建設工事現場で働く方の労働災害防止に向けて、工事を実施する際の安全や衛生を確保するための費用※を、工事の発注者から工事を施工する会社（受注者）へ確実に渡るようにすることが求められています。
あなたは、その費用について知っていますか。（1つ選択）

※工事を実施する際の安全や衛生を確保するための費用

（以降の質問では『「安全衛生対策」のための費用』と言います。）：

（例）工事目的物の施工に直接必要な安全設備に要する費用（足場、支保工、土止めなど）

保護具類に要する費用（ヘルメット、防護めがね、防じんマスク、安全帯など）

交通管理・規制に要する費用（ガードマン、監視員、安全掲示板など）

- 知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 知らない

<< 戻る

次へ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 57% / 100% 】

★Q5.

建設工事現場における『「安全衛生対策」のための費用』に関する以下のキーワードについて、どの程度ご存じですか。（それぞれ1つずつ選択）

※以下のキーワードで不明なものがございましたら、下部の解説文をお読みのうえご回答ください。

ココに回答→	知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	知らない
1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年法律第111号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (平成29年6月閣議決定)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 墜落制止用器具	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 一人親方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 建設工事における元請・下請関係	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【 キーワード解説 】

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの。通称は建設職人基本法。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

<https://www.mlit.go.jp/common/001177698.pdf>

2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月閣議決定）

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第8条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもの。本基本計画は、建設工事従事者安全健康確保推進会議及び専門家会議の議論等を踏まえ策定されたもの。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の概要

<http://www.mlit.go.jp/common/001188046.pdf>

3. **建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画**

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第9条に基づき、都道府県が策定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画。令和元年5月時点で16団体が策定済み。

4. **労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）**

労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律。

5. **墜落制止用器具**

労働者の墜落を制止する器具。平成31年2月1日より安全性の向上と適切な使用を図るため、「フルハーネス型」の使用を原則とする改正（※）が行われた（安全帯の使用については、2022年(令和4年)1月1日まで使用が認められている）。

※改正の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

6. **一人親方**

一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者。

7. **建設工事における元請・下請関係**

建設工事は請負契約であり、発注者→ゼネコンなどの元請業者→専門工事業者などの下請業者へと重層的に請負契約が締結される。建設業取引の適正化をより一層推進し、元請業者と下請業者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

労働災害を防止するためには、労働者を雇用する下請業者だけでなく、発注者や元請業者にも安全に対する理解と対策の実施が重要となる。

<< 戻る

次 >>

あなたご自身に関するアンケート

【 64 % / 100% 】

★Q6.

あなたは、これまでに一戸建てやマンションなどの住宅を取得（新築、建て替え・リフォーム）したことがありますか。（1つ選択）

- 住宅を取得（新築、建て替え・リフォーム）したことがある
- 住宅を取得（新築、建て替え・リフォーム）したことがない

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 71 % / 100% 】

★Q7.

Q6で「住宅を取得（新築や建て替え・リフォーム）したことがある」とご回答いただいた方にかがいます。

あなたは、住宅を取得（新築や建て替え・リフォーム）した際、工事会社に対し、工事現場で働く方の『「安全衛生対策」のための費用』を支払いましたか。（1つ選択）

- 支払った
- 支払っていない
- わからない

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 78 % / 100% 】

★Q8.

今後、あなた自身が発注者の立場となり、一戸建てやマンションなどの住宅を取得（新築や建て替え・リフォーム）する際、工事会社から工事現場で働く方の『「安全衛生対策」のための費用』の支払いを求められた場合、その費用を支払いますか。（1つ選択）

- 工事会社から求めれた「安全衛生対策」のための費用の内容を確認し、その費用を支払う
- 工事会社から求めれた「安全衛生対策」のための費用の内容を確認せず、その費用を支払う
- 支払わない

<< 戻る

次 ^ >>

あなたご自身に関するアンケート

【 85 % / 100% 】

★Q9.

建設工事現場における『「安全衛生対策」のための費用』の重要性を国民の皆様にご理解していただくには、どのような取組が有効と思いますか。有効と思うものについて、あてはまるものすべてお知らせください。（複数選択可）

- インターネットやソーシャルメディアでの広報
- テレビやラジオでの広報
- 新聞での広報
- ポスターやパンフレットの製作・配布
- 工事現場見学会などイベント開催にあわせた広報
- その他

<< 戻る

次 >>

あなたご自身に関するアンケート

【 92 % / 100% 】

★Q10.

建設工事現場における「安全衛生対策」あるいは『「安全衛生対策」のための費用』に関して、日頃感じていることがあれば教えてください。

<< 戻る

次 ^ >>